

臨時報告第10号様式

岐刑発第1832号

平成22年8月30日

矯正局長  
殿  
名古屋矯正管区長

岐阜刑務所長

自殺事故報告 (刑事施設)

事故の概況  
事故者は、刑事被告人として、[ ] から、当所管下岐阜拘置支所（以下「支所」という。）に収容されていた者であるが、同年8月2日（月）午前4時50分ころ、支所 [ ]（単独室）において、[ ]  
[ ] い首していたため、救急車を要請して [ ]  
へ緊急搬送し、救命措置を講じたが、同日午前6時22分、同病院医師により死亡が確認されたものである。

事故の状況	1 発 生 年 月 日	平成22年8月2日（月）
	2 発 見 時 刻	午前4時50分ころ
	3 場 所	[ ]
	4 方 法	[ ]
	5 経 緯	い首したものである。 (1) 平成22年8月2日（月）午前4時40分ころ、支所 [ ] を巡回勤務中の職員が [ ] に収容中の事故者が [ ] のを確認し



た。

(2) 同時50分ころ、同職員が、事故者の居室内を視察したところ、事故者が、

い首しているの

を発見したことから、直ちに非常ベル通報した。

(3) 上記非常ベル通報により、処遇部門事務室で待機中の職員が事故者の居室に駆けつけ、同居室を開扉し、2名の職員が、1名の職員が

、事故者を敷布団の上に仰向けに横臥させ、事故者の状態を確認したところ、呼びかけに反応がなく、意識もなかったものの、

ことから、心臓マッサージ及びAEDによる蘇生措置を講じつつ、同5時3分、救急車の出動を要請した。

(4) 同時4分、救急車が支所に到着し、事故者の居室内において救急隊による救命措置が行われた。

(5) 同時8分、岐阜北消防署から、本件事案の発生の通報を受けた岐阜北警察署員2名が、支所に到着し、同署員に対し、実情を説明した。

(6) 同時20分、事故者を救急車でに搬送した。

(7) 同6時15分、岐阜地方検察庁事務官に、本件事案の発生を通報した。

(8) 同時22分、医師により、事故者の死亡が確認された。

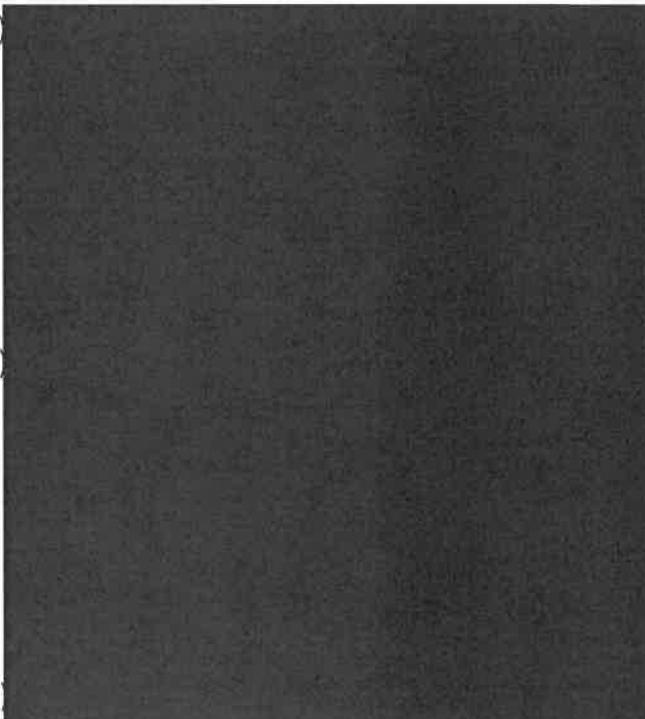
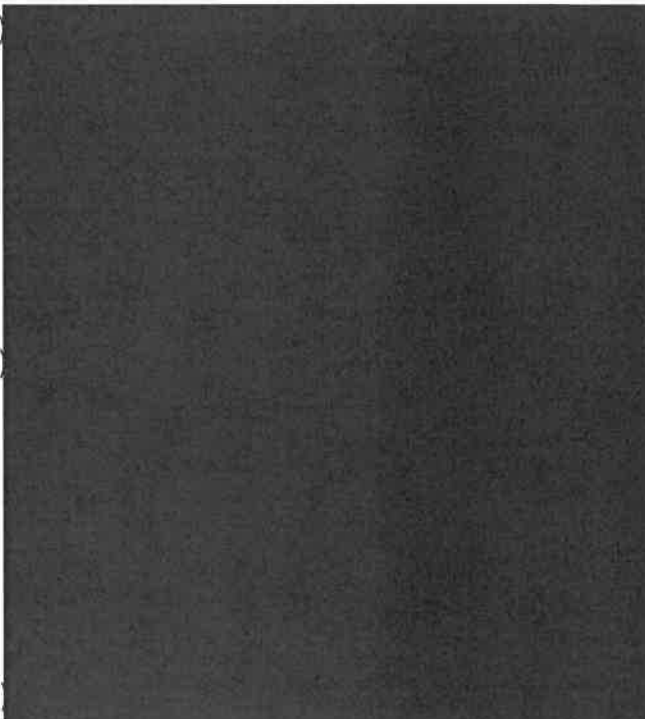
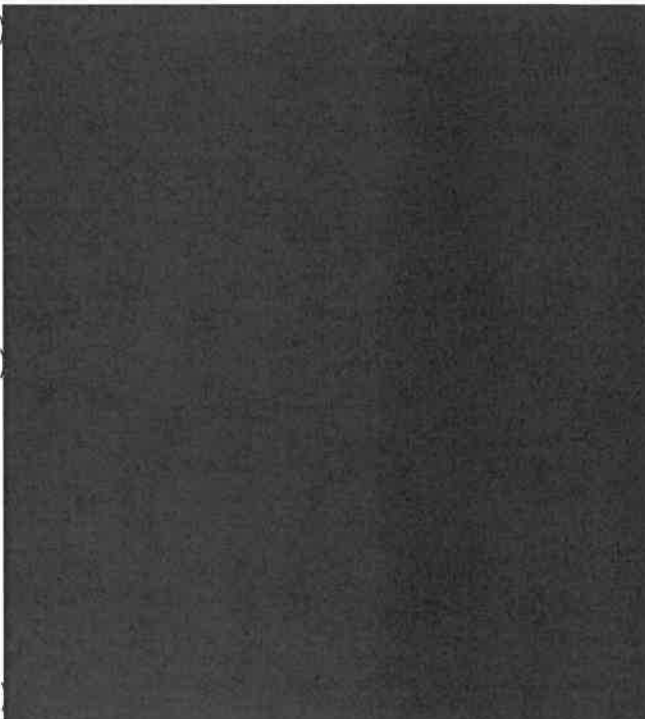
(9) 同時25分、岐阜地方検察庁事務官に、事故者の死亡を通報した。

(10) 同50分、岐阜北警察署員2名が支所に到着し、

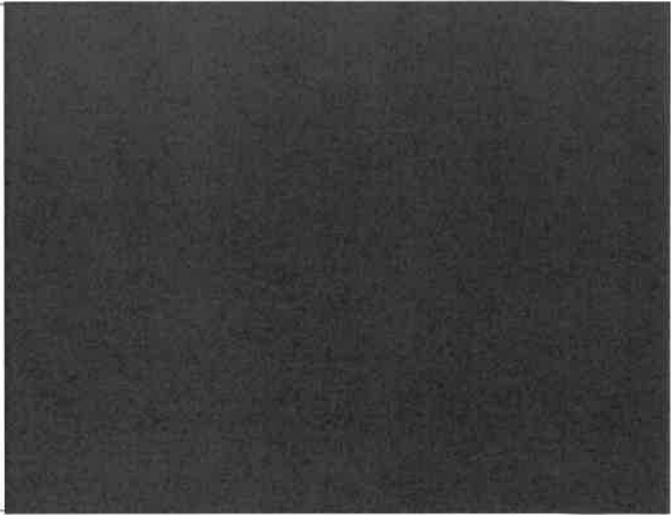
		<p>先に到着していた同署員1名とともに、同7時20分まで、事故者の居室の実況見分が行われた。</p> <p>(11) 同8時、 [Redacted]</p> <p>(12) [Redacted]、岐阜地方検察庁検事及び事務官が [Redacted]に到着し、司法検視（行政検視を兼ねる） を実施。その際、事件性はないとして、 [Redacted]決定された。</p> <p>(13) 同9時30分、岐阜地方検察庁検事及び事務官が 岐阜北警察署員3名とともに、同時45分まで、事 故者の居室で実況見分を実施した。</p> <p>(14) [Redacted]</p> <p>(15) [Redacted]</p> <p>(16) [Redacted]</p> <p>(17) [Redacted]</p> <p>6 使用器具 該当事項なし</p> <p>7 逮捕制圧等の状況 該当事項なし</p> <p>8 事故による犯罪 該当なし</p> <p>9 その他 [Redacted]</p>
--	--	--

事故者	1 事故者の種別	自殺者
	2 身分	刑事被告人
	3 氏名	
	4 生年月日	
	5 罪名又は事件名	
	6 刑名・刑期	該当なし
	7 刑の起算日又は入所日	
	8 刑の終了日	該当なし
	9 犯数	
	10 制限区分及び優遇区分	該当なし
	11 所内における行状	
	12 本籍	
	13 住所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 その他	特記事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況	<p>事故発生当時は、夜間勤務体制であったことから、監督当直者1名、夜勤監督者 [ ]、昼夜間勤務者 [ ]</p> <p>[ ]</p> <p>[ ] で交代で勤務しており、当該事故が発生した収容棟 [ ]</p> <p>[ ] における巡回職員は [ ] を配置していた。</p>
	2 監督方法	監督当直者1名及び夜勤監督者 [ ] を配置して、当日の監督に当たっていた。
	3 職責処理の状況	該当なし
事態收拾	1 職員の非常招集	支所長、庶務課長、処遇統括を非常招集した。また、外部病院へ緊急搬送するにあたり、随行者として、職員2名を招集し、同日午前11時まで戒護させた。
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし

の 措 置	3 管区機動警備隊出動の有無 4 警察官署への通報	該当事項なし 救急車を要請した際、要請を受けた岐阜北消防署から、所管する岐阜北警察署へ通報がなされた。
事 故 の 原 因 ・ 動 機	1 事故者の動機  2 施設側の欠陥	<div data-bbox="667 443 1370 1064" style="background-color: black; width: 100%; height: 277px;"></div> <p>(1) 心情把握が不十分であったこと。 事故者の普段の動静や職員への対応において、</p> <div data-bbox="705 1164 1370 1451" style="background-color: black; width: 100%; height: 128px;"></div> <p>，特段の心情把握の必要性を認めなかった。</p> <p>(2) 動静視察・居室検査が不十分であったこと。</p> <div data-bbox="705 1505 1370 1948" style="background-color: black; width: 100%; height: 198px;"></div>
事	1 懲 罰	該当事項なし

<p>故者に対する措置</p>	<p>2 事件送致</p>	<p>該当事項なし</p>
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項  2 改善すべき事項</p>	<p>(1) 平成22年8月3日付け支所長指示第38号「自殺事故の防止について」を発出し、自殺事故の再発防止に徹底を期した(別添1のとおり)。 (2) 平成22年8月16日付け支所長指示第41号「判決公判終了後の職権面接を実施することについて」を発出し、実刑判決を受けた被収容者の心情把握の徹底を期した(別添2のとおり)。 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>1 報道機関等からの取材について  2 遺族への対応について</p>	<p>公表当日、新聞社7社、放送局5社からの電話による取材があった。 (1)  (2)  (3) </p>

3 遺族感情について



支所長指示第38号

平成22年8月3日

岐阜拘置支所長 工藤修司

自殺事故の防止について

本年8月2日午前4時50分ころ、  
[redacted]において、  
[redacted]

[redacted]  
[redacted]ところを発見し、直ちに救命措置等を実施しながら、同5時3分に救急車の出動を要請し、  
[redacted]に搬送したものの、同6時22分、死亡が確認されるという自殺事故事案が発生した。

当日の勤務状況を確認したところ、事故者の生存を確認したのが、午前4時40分であり、居室棟の巡回も確実に行われており、巡回時刻の間隔においては問題がないところであるが、事故後、本人の居室を検査したところ、  
[redacted]

[redacted]ができれば、防ぐことができた事案であったかも知れない。

我々は、刑事施設の職員として、被収容者の身柄の確保を第一とする使命を担っている。自殺事故を防止することは極めて難しいことではあるが、今後、特に下記の点に留意の上、自殺事故の未然防止に努められたい。

記

1 心情把握の徹底について

本件事故における  
[redacted]

[redacted]ところ、被収容者の心情に大きな影響を与える公判廷等に



において、被収容者にとって不利益なものであるなど、不満を持つような情報をもたらされた場合などは、ささいなことでも処遇統括、処遇主任、居室担当職員等に引き継ぐなど、心情の把握を徹底すること。

## 2 綿密な動静視察について

(1) 本件の自殺の用に供されたものは、

[REDACTED]

ことから、居室内の動静視察をする際は、ついたてを使用しての用便時の動静、布団の中の動静など、不審な動きがないか十分注意すること。

(2) 本件事故者は、

[REDACTED]

たかかもしれないが、

[REDACTED]

と考えられるところ、

動静を認めた場合には、安易に見過ごすことなく、特異な動静のひとつとして、注意を払うよう留意すること。

## 3 居室検査の回数増加等について

(1) 居室検査の回数を増加させるため、これまで、[REDACTED]に行っていた居室検査を、[REDACTED]にも順点に入れて行うこと。

(2) 本件事故においては、

[REDACTED]

でもかかわらず発見されなかったものであり、今後は、居室の検査に当たっては、

[REDACTED]にも注意して検査すること。

## 4 巡回方法の工夫について

本件事故においては、その約10分前には事故者の生存を確認しているもの

であり、事故者は職員の巡回を予想して自殺を企図したとも考えられ、ランダムに巡回するなど被収容者に予測されないような巡回を行うこと。

5 居室内の [REDACTED] の確認について

居室内で使用の許されている [REDACTED] については、就寝時間中であっても、その所在に気を配り、不審に思った場合は、その所在を当該被収容者に質問して確認するなど、放置しないこと。

機密性2 完全性1 可用性1

支所長指示第41号

平成22年8月16日

岐阜拘置支所長 工藤修司

## 判決公判終了者に対する職権面接の実施について

平成22年8月2日午前4時50分ころ、当支所収容中の刑事被告人が、職員  
の巡回視察の間隙について、

い首し、自殺を既遂させる事案が発生した。

当該被収容者の居室からは、  
れば、自殺を企図した原因は、

と思料され、

も合わせ考えると、動静視  
察を十分に行ったとしても、その自殺を企図する意思を把握することが困難な、  
特殊な事案であったと言えるかもしれない。

しかしながら、被収容者の身柄の確保を最大の目的としている刑事施設におい  
ては、被収容者の自殺企図を既遂させることは、絶対に防がなければならないこ  
とは言うまでもなく、判決を受けた被収容者の心情把握をより徹底させるため、  
下記のとおり、判決公判終了者に対する職権面接を実施することとしたので、遺  
漏なきを期されたい。

## 記

## 1 面接対象者

実刑判決を受けた者。

## 2 面接日

職員配置上、やむを得ない場合を除き、判決言渡日に実施する。

3 面接実施者

処遇部門に所属する看守部長以上の職員とする。

4 面接簿の設置

面接内容は、別紙「判決終了後面接記録（以下「面接記録」という。）」に記載し、即日、支所長決裁を受けるものとする。

5 面接記録の処理及び編てつ等

面接記録は、決裁終了後、「判決終了後面接記録簿」に編てつし、その写しを動静経過表に編てつする。

支 所 長	庶務課長	処遇統括	庶務係長	処遇主任

## 判決終了後面接記録

平成 年 月 日

称呼番号・氏名	第 番	入 所 日	平成 年 月 日	
	( 歳)	入所前施設	警察署	
面接実施日時	平成 年 月 日	実 施 者	官職	
	自 午前・午後 時 分		印	
	至 午前・午後 時 分	実 施 場 所		
判 決 罪 名				
判 決 日	平成 年 月 日	入所度数	初入・累 入	
判 決 内 容	懲役・禁固 年 月(通算 日)	執行猶予刑	無・有	
共 犯 関 係	無・有 ( )	組 関 係	無・有 ( )	
面 接 内 容				
1 現在の健康状態				
2 現在抱えている悩み事				
(1) 判決について				
(2) 家族・友人関係について				
(3) 金銭上のことについて				
(4) 今後のことについて				
<面接者意見>				

(岐阜拘置支所)